

小郡駐屯地 樹木伐採処分

件名	小郡駐屯地樹木伐採処分				
図面名称	表紙				
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和7年11月14日
業務隊長	管理科長	営繕主任	管財主任	工事企画	作成者
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					

仕 様 書

1 件 名

小郡駐屯地樹木伐採処分

2 場 所

福岡県小郡市小郡 2 2 7 7

陸上自衛隊小郡駐屯地

3 概 要

小郡駐屯地の樹木伐採及びその処分

(1) 樹木伐採、運搬及び処分

(ア) 貝塚	1 0 0 本
(イ) サクラ	2 1 本
(ウ) モチノキ	1 9 本
(エ) キンモクセイ	6 本
(オ) ヒイラギ	2 本
(カ) モミジ	1 本
(キ) マキ	1 本
(ク) センダン	1 本
(ケ) タイサンボク	1 本

(2) はみ出し枝剪定、運搬及び処分

センダン	1 本
------	-----

4 期 間

契約日より令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 一般事項

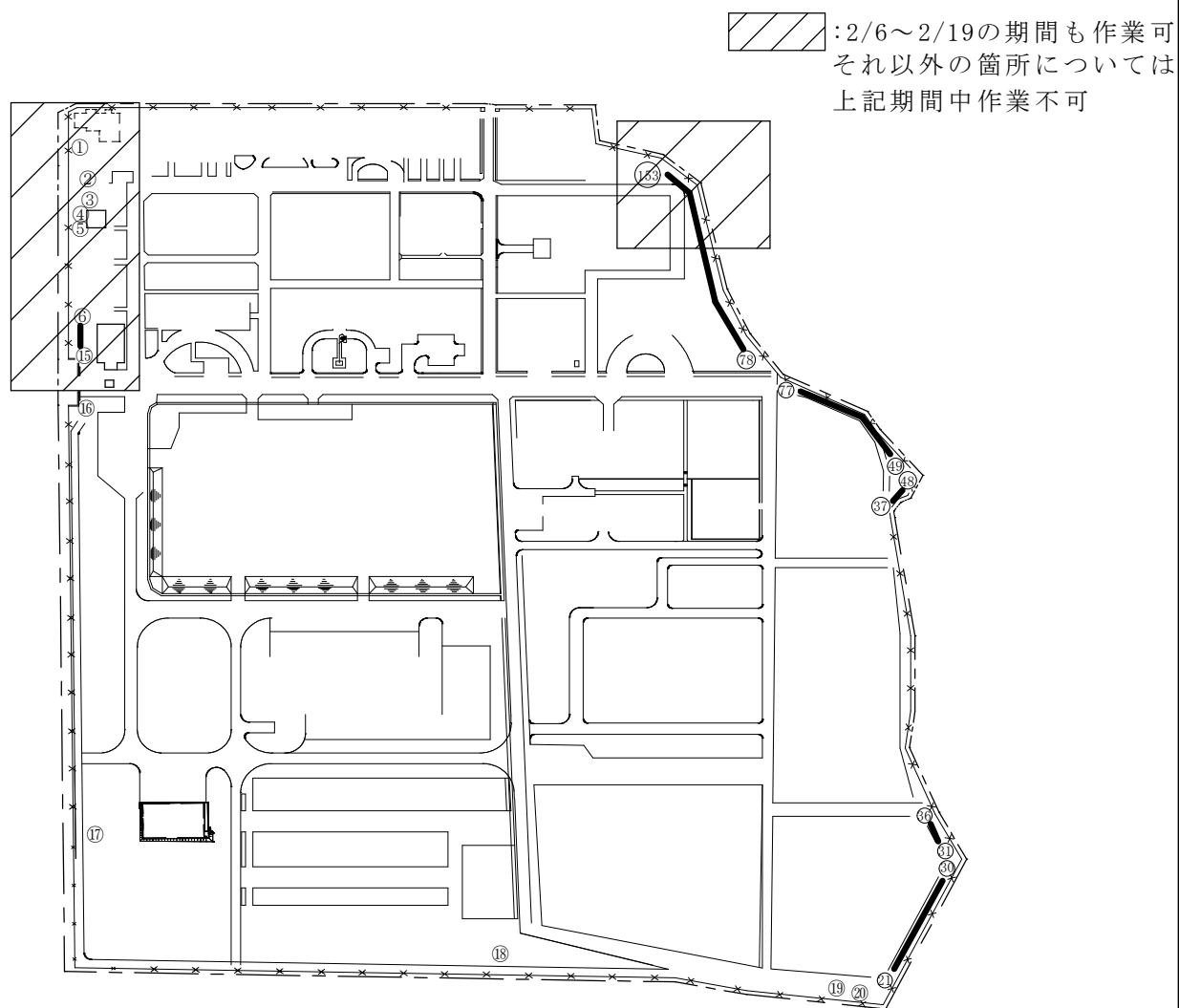
- (1) 本役務は、小郡駐屯地における「小郡駐屯地樹木伐採処分」について適用する。
- (2) 本役務は、仕様書を遵守し実施するものとする。
- (3) 写真は、作業前・作業後・主要な作業段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し、アルバムに整理し 1 部提出するものとする。尚、写真のデータは確実に消去すること。
- (4) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。施工上、当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により請負者負担で実施すること。

6 特記事項

- (1) 入札を行う前に必ず官側と調整の上、現場にて伐採・剪定樹木を確認するものとする。
- (2) 作業実施日は、事前に監督官と打ち合わせをするものとする。
- (3) 本役務に必要な器材等は請負業者負担とする。
- (4) 作業等には十分注意し、事故等を起こさないようにすること。事故等が起きた場合や、器物を破損させた場合は速やかに監督官に報告し、請負業者で原型に復するものとする。
- (5) 官側の電気・水道は、原則として使用禁止とする。

件 名	小郡駐屯地樹木伐採処分				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	図面番号	2 / 3	作成年月日	令和 7 年 1 1 月 1 4 日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					

- (6) 伐採については、樹木の幹を現況地盤際で切断するものとする。
- (7) 剪定後は清掃を実施するとともに、発生した剪定ごみは請負業者にて関係法規等に基づき工期内に適切に処分するものとする。
- (8) 本役務は、外柵沿いの樹木伐採のため、周辺住民への騒音等対応が必要な場合は、請負業者において実施するものとする。
- (9) 樹種等については、別紙のとおりとする。



樹木配置図

件名	小郡駐屯地樹木伐採処分				
図面名称	仕様書・樹木配置図				
縮尺	—	図面番号	3 / 3	作成年月日	令和7年11月14日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科					